

## 三重県医師修学資金貸与制度について

三重県では医学生を対象に医師修学資金貸与制度を設けています。

医学部在学中に資金貸与を受け、卒業後、医師として県内で9年間（うち一定期間を医師不足地域の医療機関等で）勤務することにより、貸与額全額の返還が免除されます。

なお、以下の制度概要は令和5年度時点の内容であり、今後変更される場合がありますのでご了承ください。

### ●対象者

#### ・地域枠コース

三重大学医学部地域枠の医学生（1年生から6年生まで）

#### ・一般枠コース

全国の医学部医学科学生（1年生から6年生まで）

出身地および医学部の所在地は、県内に限らず県外も対象とします。

### ●貸与額

・入学初年度（1年生） 1,517,800円

・次年度以降（2年生から6年生まで） 各年度 1,235,800円

（参考：入学年から卒業年まで貸与を受けた場合の合計 7,696,800円）

### ●返還免除条件

・医学部を卒業後、医師として県内で9年間（うち一定期間を医師不足地域の医療機関等で）勤務すること。

※詳しくは下記にお問い合わせいただくか、三重県医師修学資金のウェブサイトをご覧ください。

### 【三重県医師修学資金貸与制度の詳細について】

<三重県医師修学資金ウェブサイト>

<https://www.pref.mie.lg.jp/IRYOS/HP/oinainet/59773042627.htm>

<お問い合わせ先>

三重県 医療保健部 医療人材課 T E L : 059-224-2326 F A X : 059-224-2340